

京都市交通局職員の表彰に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和4年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第27号

京都市交通局職員の表彰に関する規程の一部を改正する規程

京都市交通局職員の表彰に関する規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(無事故団体表彰) 第7条 (略) (1) 自動車部自動車整備工場 乗合自動車の整備業務時間が120,000時間に達するまでの期間において、有責事故がなく、かつ、災害がなかったとき。 (2)~(6) (略) 2~4 (略)	(無事故団体表彰) 第7条 (略) (1) <u>自動車部技術課及び</u> 自動車部自動車整備工場 乗合自動車の整備業務時間が120,000時間に達するまでの期間において、有責事故がなく、かつ、災害がなかったとき。 (2)~(6) (略) 2~4 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)